

処方箋 第46号

処方箋 第46号

契約してえへんもんはしてえへん！（個人事業主編）

広告代理店から店に、業界誌に載せる**広告の原稿**がFAXで届いた。見たことも聞いたこともない代理店と業界誌だったので、間違いだと思い「**申込みはしていない**」と連絡した。しかし、後日、店の広告が印刷された**業界誌と、2万5千円の請求書**が届いた。支払うべきか。（自営業主）



<相談の経緯>

センターより、広告代理店に事情を確認すると「**口頭で申込みを受けた。掲載後のキャンセルできない**」と乱暴な言葉が返り電話が一方向的に切れました。

今回は**営業のための契約**であり、**クーリング・オフ等の適用はありません**が、申込等は一切していないので支払う必要のないことを伝えました。

ワンポイントアドバイス

Q. 店の名前で契約すると**クーリング・オフできない**って本当ですか？

A. 店の名前で契約しても、**商売とは関係のない内容**の場合は、消費者の契約となり**クーリング・オフや契約の取消しができます**。

例：営業内容とは無関係の本
自宅で使用するFAX等



店の契約であっても、契約の覚えがなければ、まずは『**請求の根拠**（申込書や契約書）』を求めましょう！

ご相談は…
まずは
お電話!!

但馬消費生活センター
たじま消費者ホットライン
マスコットキャラクター
ホットちゃん



しまった、困った、その時は

消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話：0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

相談電話：0796-23-1999